㊞

高松市告示第３３１号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和２５年法律第１３７号）第３９条の２第５項の規定に基づき、当該工作物等を保管したので、同条第６項の規定に基づき、次のとおり公示します。

なお、保管した工作物等一覧簿は高松市都市整備局河港課において令和８年５月２９日から６か月間、閲覧に供します。

令和８年５月２９日

高松漁港管理者　高松市
高松市長　大西　秀人

１　保管した工作物等
別表のとおり

２　当該工作物等の保管の場所
高松市庵治町６３８６番地１５　地先

３　保管した工作物等の返還手続
保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、庵治漁港管理者高松市長（高松市都市整備局河港課）に提出すること。

別表（第１項関係）

整理番号	保管した工作物等の種類、形状及び数量			船舶番号又は船舶検査済票番号	保管した工作物等が放置されていた場所	保管を始めた日時	備考
	種類	長さ×幅 内色・外色	数量				
1	工作物	約2.5m×約2.0m 白色（外色）	1		高松市庵治町浜6386番地15 地先	令和8年5月15日 午前9時	